

# 近世河内の真宗惣道場・看坊・門徒と自庵化運動

—河内国丹北郡若林村立法寺を事例に—

木下光生

## はじめに

本稿は、河内国丹北郡若林村立法寺（浄土真宗大谷派、大阪府松原市）を事例に、近世河内における真宗惣道場の存在形態を追究するものである。

惣道場とは、「門徒の総意によって創設された道場」と説明される真宗道場の一種で、千葉乗隆や大桑斉の研究をはじめとして、これまでに近世における「寺院化」の問題や、惣道場を管理する看坊の位置づけ、あるいはそれらを通してみえる本末制の特質などを論じ得る対象として注目されてきた<sup>1)</sup>。また、惣道場以外の真宗道場についても研究関心が払われており、近年では澤博勝・松金直美らが事例研究を進めている<sup>2)</sup>。

このように、惣道場も含めた近世の真宗道場については一定の研究蓄積があるが、澤や松金らによってその存在形態の多様さが指摘されながらも、その多様さを活かすような基礎研究自体がまだ不足しているという課題が残されている。なかでも、真宗寺院・道場に占める惣道場の割合が高いとされる畿内、とりわけ河内については、「総寺院内の六割が惣道場」といわれながらも、摂津・河内の看坊（看主）の存在形態とその特質や、東本願寺掛所大信寺（八尾御坊、大阪府八尾市）を支える崇敬寺院のありようを論じた上場顕雄の研究、あるいは中世「寺内」大伴道場を追った大澤研一・澤博勝の仕事<sup>3)</sup>以外、惣道場の実態に迫った基礎研究はほとんどない。

そこで本稿では、河内国丹北郡若林村に所在した惣道場立法寺を事例に、惣道場のありようを、看坊・門徒の実態や東本願寺掛所大信寺

との関係などから明らかにしていくこととする。ただし本稿で取り扱  
う対象そのものは、近世真宗史研究の立場からみれば、わざわざ指摘  
されなくても想定し得るような、極めて「ありきたり」な事柄（寛  
永・寛文期における本末関係の成立、惣道場から自庵へという動きな  
ど）に属するものばかりであろう。本稿ではその「ありきたり」さを  
自覚しながらも、まずは基礎事実を固めていくことを第一目標として  
いきたいが、そのうえでそうした「ありきたり」さを克服する一つの  
方策として、単なる力の強弱論ではとらえきれない門徒・看坊と本  
山・本山掛所との関係論（問題がおきた場合、双方で落としどころを  
みつけていくような人間関係論）、という視角を導入することとしよ  
う。さらに、河内（畿内近国）という地域を理解していくうえで、真  
宗惣道場はどのような研究意義を有する分析対象なのか、という地域  
論の一環として本稿の事例を位置づけていくことも、さきの「ありき  
たり」さを克服していく一つの道筋となる。本稿は、基本的に事実  
の提示にとどまるものではあるが、右のような問題意識をもつこと  
で、立法寺という一惣道場を追究する研究意義を模索していく基礎作  
業としていきたい。

なお使用史料のほとんどは、大阪大学経済学部所蔵の「若林村文  
書」と「池田家文書」であり、同文書群を調査した撰河史料調査会  
（筆者も参加）の活動成果に依拠している。また立法寺は、二〇〇六  
年夏から本堂新築工事のため、一八八二年（明治一五）竣工の本堂と  
嘉永三年（一八五〇）建立の太鼓樓の取り壊しに入っており、取り壊

し以前に撰河史料調査会で本堂と太鼓樓の建築調査と石造物調査、お  
よび立法寺所蔵文書の調査をおこなっている。

## 一 立法寺の「成立」

### (1) 東本願寺との本末関係の成立

立法寺が、宗教施設としていつ頃成立したのかを示す一次史料は、  
いまのところ見つからない。一六世紀段階の状況については、わ  
ずかに、安政四年（一八五七）の自庵化運動の際書き留められた『自  
庵願二付諸事扣』（池田家文書）に、五畝一〇歩の「立法寺屋鋪」地  
を「文祿三年ノ年夕除地」と記す覚書が掲載されている程度である。  
ここから、すでに文祿三年（一五九四）段階には、検地の対象に値す  
るような境内的な空間が若林村に存在し、その空間を境内たらしめる  
道場的な施設も建立されていたことが推測される。口承で伝えられて  
いる現在の寺伝でも寺の創立を天正年間に求めており、右の覚書の記  
述をふまえると、この口伝はあながち歴史的事実とかけ離れたもので  
もないといえよう。ただし、若林村の住民のうち真宗を信仰する人び  
とが、右のような空間・施設をいつ頃から「立法寺」と呼び習わすよ  
うになったのかは不明である。

こうした歴史的前提を「前・立法寺」とするならば、東本願寺と本  
末関係を正式に結び、本山から寺号を認められることで、名実ともに

「前・立法寺」から現在の立法寺へと性格転換していく時期が、寛永  
 〳寛文期にあたる。これに関する史料が次の史料1〳3で、史料1は  
 東本願寺『申物帳』（粟津本）寛文六年（一六六六）九月一四日条、  
 史料2-1①〳③は立法寺に現存する親鸞・聖徳太子・「三朝高祖」  
 （七高祖）絵像の裏書、史料3は前述の安政四年『自庵願ニ付諸事  
 扣』に書き留められた立法寺本尊・絵像裏書の写しである。

【史料1】

十四日  
（寛文六年九月）

一御開山様（印） 御賛 河内丹北郡若林村

「（通事）九月十日出候」 惣道場

寺号（印） 立法寺卜御免

【史料2-1①】

大谷本願寺釋常如（花押）

寛文八歳戊申仲夏廿八日 書（方）

親鸞聖人御影 河内国丹北郡若林村惣道場

立法寺常住物也

「（印差）自庵免許」

※欠損箇所は、表装の際切り取られたことによる（表装時期

は不明、史料2-1②も同じ）。

【史料2-1②】

本願寺釋常如（花押）

寛文八季戊申仲夏二十〇日（二方）「（書方）」

上宮太子真影 河内国丹北郡若林村（道場方）総

立法寺常住物也

「（印差）自庵免許」

【史料2-1③】

本願寺釋常如（花押）

寛文八年戊申五月廿二日 書之

三朝高祖真影 河州丹北郡若林村惣道場

立法寺常住物也

「（印差）自庵免許」

【史料3】

御尊御裏 写

釋宣如御印

寛永十七庚辰期重陽

木仏尊像 河州丹北郡若林村

惣道場物也

大谷本願寺釋常如御印

寛文八歳戊申仲夏廿八日書之

親鸞聖人御影 河内国丹北郡若林村

惣道場常住物也

本願寺釋宣如御印

寛永十七庚辰期初秋五日書也

教如上人真影 河内国丹北郡若林村

惣道場立法寺常住物

(聖徳太子・七高祖繪像裏書の写しは略)

これらの記述から、東本願寺との本末関係からみた立法寺の「成立」については、寛永一七年(一六四〇)・寛文六年・同八年(一六六八)という三段階があったことがわかる。このうち寛永一七年については、安政四年の写しでしか確認できないので位置づけは後述するとして、ひとまず史料1・2にあらわれる寛文六・八年という時期を整理しておこう。

史料1の『申物帳』は、日本各地の寺院・道場が東本願寺に対して、木仏(本尊)や各種繪像(これらを「申物」という)の下付を願った状況、およびその申請をうけた東本願寺側の申物下付状況を記録した帳面で、東本願寺教団における本末関係の成立を論じる際、もっとも重要視されてきた史料の一つである。こうした申請物件を取り次いでいたのが、東本願寺の寺務を担当していた家臣たちで(粟津家・下問家・松尾家など)、各家臣の家で『申物帳』が作成されていたと想定されている。そのうち、現在利用可能なのは粟津家の『申物帳』だけである。したがって現存『申物帳』だけをみては、粟津家が取次を担当しなかった物件を見落とすことになり、東本願寺に申請された物件全体を把握できないという難はあるものの、粟津本に記述が出てくれば、本末関係の成立時期をかなり正確に確定し得るとい

う利点もある<sup>6)</sup>。そして幸いにも立法寺については史料1のような記述が登場するのである。

『申物帳』に記載された年月日(史料1の「十四日」)は、申物の下付申請を粟津家が受け付けた日である。よってまず史料1からは、寛文六年九月一四日に粟津家が、立法寺からの親鸞繪像下付および寺号免許の願い出を受け付けたことがわかる。

しかしその申請は、すぐさま許可され下付・免許にいたったわけではなかった。すなわち、東本願寺門主の花押がすえられ実際に下付された繪像の裏書(史料2①③)をみると、いずれも寛文八年五月二二日もしくは二八日の期日が記されており、実際の下付が申請から二年弱もずれこんでいたことがうかがえる。さらに注意すべきは、史料1にみえる「九月十日出候」という追筆箇所である。ここでは年が記入されていないが、前後の申請物件にも似たような追筆があり、ここではこの追筆が申年Ⅱ寛文八年に記されたことがわかる。つまり、繪像下付が正式決定し、東本願寺で裏書が寛文八年五月二二・二八日に記入されたものの、実際に立法寺にそれが授与されたのは、さらにその約四カ月後の九月一〇日であったと考えられるのである。したがって、史料1・2にみえるこれらの事柄を整理すると、次のような流れになるであろう。

(1) 寛文六年九月一四日に、立法寺は東本願寺に親鸞繪像の下付および寺号免許を願い出、取次担当の粟津家が同日にその申請を受け付けた。これとほぼ同時期に聖徳太子・七高祖繪像

の申請もなされたと推測されるが、それらの取次担当は粟津家以外の東本願寺家臣であったと考えられる。

(2) ところが、親鸞絵像下付の正式決定は寛文八年までずれこみ、東本願寺で裏書が実際に記入されたのは同年五月二十八日であった。粟津家を取り次がなかった聖徳太子・七高祖絵像についても同様で、それらの裏書作成は五月二二日におこなわれた。

(3) しかし、この寛文八年五月段階でもすぐに絵像が立法寺に下付されたわけではなく、実際に立法寺側に授与されたのは同年九月一日であった。おそらく寺号免許の申し渡しも同日におこなわれたものと推測される。

このように、現存する同時代史料(史料1・2)から判断するかぎり、立法寺という寺号が東本願寺から正式に認められたという意味で、名実ともに惣道場立法寺が「成立」——本山との本末関係からみた場合の「成立」——するのは寛文八年、ということになる。河内では多くの真宗寺院・惣道場が、一六五〇～一六〇年代に東本願寺から寺号免許および木仏・絵像下付をうけていることが上場によって指摘されており、立法寺もまたそうした一般的な動向をかたちづくった惣道場の一つであったといえよう。

ただし、ここで問題となるのが史料3の記述内容、とりわけ寛永一七年に東本願寺から下付されたという木仏(本尊)および教如絵像の存在である。いずれも本末関係からみた立法寺の正式「成立」を考え

るうえで重要な事柄であるが、残念ながら教如絵像は現在の立法寺には残されておらず、また現存する本尊にも裏書が見当たらない(粟津本『申物帳』にも関連記述がない)。したがって、いまのところ寛永一七年から二〇〇年以上経過した安政四年の写しに頼らざるを得ないのだが、そもそも史料3は東本願寺に対して寺格昇進を願い出た際に用意された覚書であるから、本山側も把握している下付物件についてわざわざ立法寺門徒側が虚偽を書くとも思えない。よって現段階では、寛永一七年に実際に木仏と教如絵像が東本願寺から若林村惣道場に下付され、その段階で同村惣道場は東本願寺の末寺として教団に正式加入したものとみておきたい。

しかし、それでもまだ問題は残っている。史料3が示す寛永一七年における木仏・教如絵像下付自体は嘘ではなからうが、その写し取られた裏書の内容がどこまで正確を期しているかは別問題である。とりわけ「立法寺」という寺号が実際に裏書に記されていたかどうかは問題となる。

史料3をみると、本尊裏書には「若林村惣道場」とだけあり寺号は記されていないが、教如絵像裏書には「惣道場立法寺」と寺号まで記載されている。もし後者の写しが正確ならば、立法寺という寺号がすでに寛永一七年段階に本山から認められていたことになり、さきに整理した寛文六～八年の寺号免許申請・許可の事実と齟齬をきたすことになる。しかし、もし教如絵像裏書の寺号記載が単なる写し間違いであるならば、寛永一七年段階では寺号免許の申請をとまなわなにかた

ちで、木仏と教如絵像の下付のみが若林村惣道場（「前・立法寺」）から申請されて東本願寺より認可され、あらためて寛文六～八年に寺号申請がなされたと一応整合させることができる。そして、現存する寛文八年親鸞絵像裏書には「惣道場立法寺」とあるのに（史料2-1）①、同裏書の安政四年写しでは寺号が脱落していること（史料3）からもうかがえるように、写しとしての史料3の質・信憑性には疑わしい点があることからすると、教如絵像裏書の寺号記載は写し間違いであり、寛永一七年段階では寺号免許まではなされていなかったとみるのが妥当であろう。

これらをふまえると、さきの(1)～(3)の前段階として、

(0) 寛永一七年（もしくはそれ以前）に木仏・教如絵像下付の申請が、若林村惣道場（「前・立法寺」）からなされ、同年七月五日にまず教如絵像が、ついで九月九日に本尊となる木仏が東本願寺より下付された。ただし、この段階では寺号免許の申請はなされず、まずは寺号をもたない惣道場という寺格で「前・立法寺」は東本願寺教団に正式加入することとなった。

という状況が加味されることになる。したがって、東本願寺との本末関係からみた場合、立法寺は、寛永一七年（本尊・教如絵像の下付）教団への正式加入と寛文八年（寺号免許、親鸞・聖徳太子・七高祖絵像の下付）、という二段階を経て「成立」し、一末寺としての体裁を整えるにいたったと整理できよう。

## (2) 八尾御坊大信寺との関係成立

立法寺のように、木仏や絵像といった申物を、直接、本山から下付された末寺を、真宗史研究では「直参」と呼んでいる<sup>(8)</sup>。多くの真宗寺院・道場が、精神的・経済的負担の軽減のため、「できれば本願寺の直参の末寺になろうとつとめ」いていたといわれるなか、立法寺はその「成立」の当初から東本願寺の直参末寺となっていたといえよう。

ただしこのことが、惣道場立法寺（の住職）が宗判権（宗門改めをなし得る権限）を有するような寺院・僧侶であったことを意味するわけではない。西本願寺側の近世後期の記録ではあるが、惣道場とその住職の立場を示した「惣道場并自庵申替之訳」（『故実公儀書上』）に、「其村方門徒宗門印形之儀、惣道場之住持分相勤候義ハ不相成<sup>(9)</sup>」と記されているように、真宗教団においては基本的に惣道場（の住職）には宗判権が認められていなかった。立法寺の場合も同様で、近世後期～幕末の若林村宗門改帳（若林村文書）をみると、立法寺住職および同寺を支える若林村門徒の宗門改めが、河内国若江郡八尾寺内村の東本願寺掛所八尾御坊大信寺<sup>(10)</sup>によってなされていたことがわかる。

ではなぜ大信寺なのか。その鍵をにぎるのが、次の史料4（池田家文書）である。

### 【史料4】

乍憚口上書を以申上候

一河州若林村門徒共二て御座候。然所二沢田村極楽寺持法二付帰参

被致候御、私共も帰参仕候様ニと極楽寺達而す、め被申候へ共、代々東本願寺宗ニて御座候得ハ、帰参仕候儀なげかしく奉存候。

其節真参奉願候へとも、先当分慈願寺を頼申候。然ハ只今慈願寺無住ニて御座候間、真参ニ被仰付可被下候。尤慈願寺代々門徒共ニて御座候ハ、ケ様之御訴訟ハ申上間敷候得共、慈願寺代々之門徒ニても無御座候間、兎角慈願寺へハ自今以後参申事ハ不罷成候。若真参ニも被成被下ましく候ハ、いつかたニて成共下寺を頼可申候。左候ハ、門徒共之難義ニ罷成候間、御了簡之上、真参ニ被為成被下候ハ、忝可奉存候。以上

亥正月

河州丹北郡若林村

門徒中

深光院様

御披露

史料4は年未記入であるが、①河内国志紀郡沢田村極楽寺（大阪府藤井寺市）が西本願寺派に「帰参」（転派）したのは寛文七年（一六六七）、②宛先の「深光院」は大信寺住職常智のことで、延宝五年（一六七七）得度、同六年より住職就任、享保二年（一七一七）没、③慈願寺が無住だったのは延宝六年（一六七八）～天和三年（一六八三）、という点から作成年の亥年を天和三年にしほり込める。すると史料4からは、(1)沢田村の極楽寺門徒が寛文七年に西に転じた際、若林村門徒に対しても西への転派を誘ったが、(2)若林村門徒は、すでに寛永一七年には東に属し、しかも寛文六年には寺号免許・親鸞絵像下

付を東本願寺に願ひ出、東との本末関係（「真参」）を強めようとしていた矢先だったのでこの誘いを蹴った、(3)その際、「真参」の一環として宗判寺院を決めなければならなかった若林村門徒は、それまで関係をもってこなかった八尾寺内村の有力寺院慈願寺に近づき同寺の宗判権下に入ったが、(4)慈願寺が無住状態となり宗判などの寺務に支障をきたすようになったため、もともと慈願寺と大して深い付き合いのなかった若林村門徒にとつて、慈願寺の配下に入っておくことにもはや価値がなくなつてしまい、(5)新たな宗判寺院をみつけるため、若林村門徒は西への転派もちらつかせながら、大信寺に対して配下に入れてくれるよう頼み込んだ、という展開が導き出せる。

つまり若林村の東本願寺派門徒は、自らの意思で天和三年（もしくはそれ以降）に大信寺の宗判権下に入ったのであり、しかもその背景には、(A)寛文期における宗門改制度の本格化を刺激として、本末関係の整備も進み、各人が宗判寺院を最終決定する必要性に迫られていたなか、河内の門徒も宗派と宗判寺院の選択に心を揺るがされていた、(B)さらに中世以来の歴史をもつ慈願寺も、慶長期に成立した大信寺も、この時点ではいまだ河内門徒に対する影響力が絶対的ではなく、どこまで宗門改め上の檀家を確保できるかは、多分に門徒との微妙な駆け引きにかかっていた、という一七世紀後半の河内真宗門徒・寺院をめぐるさまざまな動揺が横たわっていたのである。

前述したように、立法寺は申物を東本願寺から直接下付された直参末寺なので、門徒自らの意思で大信寺の宗判権下に入ったといつて

も、それをもって大信寺を立法寺の「中山<sup>ちやうほんざん</sup>」と位置づけることはできない（もし中山なら、教団内における立法寺の立場を象徴する本仏・絵像裏書に、「大信寺下」という記載が必ずなされるはずである）。しかし、大坂町奉行所に提出する本堂普請願いなど、宗門改め以外の場面においても「東本願寺掛所八尾御坊大信寺末」という肩書きが立法寺に付されていたことからわかるように（文化六年（一八〇九）『本堂庫裏建修願書写』、池田家文書）、立法寺は本山の直参末寺として教団内に位置づく一方、東本願寺との間に本山掛所大信寺を上寺的存在として介在させるような立場―それは立法寺が掛所大信寺を支える配下寺院<sup>（15）</sup>になったことも意味する―にもあった。それはとりもなおさず、門徒自らが選んだ道であったが、同時に、こうした立法寺と大信寺との微妙な関係―「立法寺義ハ本寺之直キ御末寺ニ而、八尾御坊大信寺附之立法寺」（後掲史料11）という関係―が、一八世紀後半以降、「寺役法用」や宗判権をめぐるさまざまな問題を惹起させていくことにもなるのである。

## 二 立法寺の看坊と若林村門徒

次に本章で、惣道場立法寺の住職Ⅱ看坊の実態と、同寺を支えた若林村門徒のありようをみていくこととしよう。

### (1) 立法寺の看坊

立法寺が東本願寺と正式に本末関係を結ぶようになった寛永（寛文）期に、どういう人物が住職をしていたのか（出家した典型的な僧侶だったのか、あるいは半僧半俗の「毛坊主」的な存在だったのか）はいまのところ不明である。そうした史料的条件のなか、立法寺住職が史料上最初にあらわれるのは、享保二年（一七三六）に河内国河内郡上之島村<sup>（かみ）</sup>の本廣寺と同郡福万寺村の光蓮寺（ともに真宗大谷派、大阪府八尾市）が、若林村の庄屋・年寄にあてた次のような身請証文（池田家文書）である。

#### 【史料5】

##### 一 札之事

一 其村道場立法寺看坊ニ入寺候義靈と申僧ハ、福万寺村光蓮寺養新  
 發意浄土真宗ニて先祖今能存慥成僧ニ候故、此方請合ニ相立候。  
 然上ハ義靈僧ニ付如何様成ル義出来候共、早速此方へ引請埒明其  
 方へ毛頭御難儀かけ申間敷候。尤其方分指図次第義靈此方へ請込  
 可申候。為後記一札如件。

享保廿一辰年三月廿三日

河州河内郡上之嶋村



河州丹北郡若林村

庄屋  
年寄中

請人 本廣寺（印）  
 同国同郡福万寺村  
 親 光蓮寺（印）

享保二二年三月、上之島村本廣寺住職を請人として、福万寺村光蓮寺住職の新発意（息子）義霊が、立法寺の看坊として入寺してきた。

この義霊以前の住職の実態は不明だが、少なくとも義霊以降は、半僧半俗ではないれっきとした僧侶が立法寺住職を勤め続けることになった。

史料5にあらわれる「看坊」とは、「惣道場（中略）を、所属の寺又は門徒から委任されて管理する僧」と説明されるような存在である。また彼らは、「留守居役の性格であり」「原則的に世襲せず道場を私有化していなかった」ため、「寺役を勤める期間が数年でめまぐるしく替わ<sup>17</sup>」ることが少なくない僧侶でもあった。たとえば上場が分析した河内国茨田郡南寺方村極楽寺（真宗大谷派、大阪府守口市）の場合、文政八年（一八二五）～安政四年（一八五七）の三二年間に、七人の僧侶が入れ替わり立ち替わり極楽寺の看坊として入寺しており、しかもその出身地は摂津・近江という畿内近国のみならず、加賀・三河・讃岐・能登と広域におよんでいる<sup>18</sup>。

立法寺看坊の場合も、少なくとも一八世紀半ばまでは右のような性

格を有していたようで、義霊入寺の五年後、寛保元年（一七四一）四月に立法寺看坊として入寺してきたのは、近江国伊香郡唐川村祐存寺（真宗大谷派か、滋賀県高月町<sup>たかつき</sup>）住職の新発意恵暁、請人は河内国志紀郡老原村養照寺（真宗大谷派、大阪府八尾市）住職の吟丈であった（寛保元年若林村庄屋年寄宛吟丈「一札之事」、池田家文書）。そして、この恵暁もわずか二年ほどしか看坊職を勤めず、かわって寛保三年（一七四三）に入寺してきたのが泰應（出身・請人ともに不明）であった（文化六年〔一八〇九〕『本堂庫裏建修覆願書写』、池田家文書）。

このように義霊―恵暁―泰應までは、短期交替性・非世襲性および出身地の広域性、という上場が見出した撰河看坊の特徴を共有していた。ただし、新看坊の選出基準・過程などの重要事項については、上場も不明とせざるを得なかったのと同じく、本稿においても未解明であり今後の課題としたい<sup>19</sup>。

右のように一八世紀半ばまでは、短期間に次々と新しい看坊が入寺してきた立法寺であったが、泰應の代から性格を変化させ始める。すなわち、それまで数年単位で交替してきた看坊職を、泰應は三五年間勤め続け、さらに泰應以降は世襲によって立法寺看坊が担われていくのである。それを示すのが、安永七年（一七七八）に河内国丹南郡野中村（大阪府藤井寺市）の和介が、立法寺同行衆中に差し出した次のような身請証文（池田家文書）である。

## 【史料6】

## 身請証文之事

一其御村浄土真宗本願寺末寺立法寺看坊地、永々泰應相勤候所、此度被致隠居、新發意泰圓看坊職預り、家内五人相勤居申候。万一右泰圓不埒之儀有之か、村中同行衆氣二人不申候ハ、何時ニ而も家内不残私方江引取可申候。為後日一札依如件。

安永七年戊極月

野中村

和介(印)

若林村惣道場立法寺

同行衆中

ここから泰應が、寛保三年の入寺以降、安永七年二月までの三五年間立法寺看坊を勤めあげたうえで、次代の看坊を新發意の泰圓に譲っていたことが判明する。泰應が、短期間で立法寺を去らず長期にわたって居続けたことで、彼はその間に家族をもつことが可能となり(あるいは当初から家族持ちで入寺してきた可能性もあり)、結果、看坊職を息子の泰圓に世襲させ得る条件が整ったといえよう。そして次の史料7(池田家文書)にあるように、その泰圓もまた、文政二二年(一八二九)四月までの五〇年余看坊を勤め、自らも家族をもち、息子の圓隨に看坊職を譲っていたのであった。

## 【史料7】

一札

一此度其御村惣道場立法寺看坊相勤候圓隨并父泰圓・母りか・妹八

重・弟圓隆ノ五人、我等親類ニ而御座候ニ付請人ニ相立申候。然ル上者此者二付如何様之六ヶ敷義致出来候共、私方へ引取急度埒明御村方へ少も御難儀懸申間敷候。為後日依而如件。

文政十二丑四月

摂州大坂堂嶋中三丁目

請人 近江屋伊兵衛(印)

本人 圓隨(印)

河州丹北郡若林村

御同行衆中

こうして、泰應の代までは非世襲であった立法寺の看坊は、泰應入寺後、泰應―泰圓―圓隨と世襲されるようになった。入寺する新看坊の請人が、非世襲時代では同じ宗派内の他寺院(の住職)であったのに対し、世襲時代に入ってからには俗人(史料7では親類。史料6の野中村和介も親族か)となっているのも、立法寺看坊が家族持ちとなり看坊が世襲されるようになったことと関連しているかもしれない。また、上場が検出した極楽寺看坊が、近世後期―幕末にいたっても非世襲的性格を保っていたのに対し、立法寺では同時期にまったく逆の現象がおきており、同じ河内の看坊といっても、その実態と性格にはかなりの多様性があったことがうかがわれる。そして、このように立法寺看坊の「家」が成立したことが、のちに自庵化運動を可能にさせた一つの歴史的条件となっていくのであった。

とはいえ、三代続いた泰應家もずっと安泰だったわけではない。というのも三代目の圓隨は、少なくとも慶応三年(一八六七)までは住

職を勤めていたことが判明するものの（『本堂并庫裏建修覆御公儀願一件記録并瓦願一件』収録の慶応三年六月二三日付信楽代官宛圓隨・百姓代庄八郎・庄屋七郎右衛門「差上申一札之事」、若林村文書）、その後いつまで住職を続けていたのかは不明で、家も若林村から離村してしまつたと想定されるからである。そして、かわつて一八七九年（明治一二）六月より立法寺住職を勤めることになつたのが、河内国丹北郡東瓜破村敬正寺（真宗大谷派、大阪市平野区）住職の榛間法海であつた（明治一五年一月付大阪府知事宛榛間法海・若林村戸長池田七平「寺院住職御届」、池田家文書）。

泰應家による住職世襲がなぜ圓隨の代で途絶えてしまつたのか、また次代の立法寺住職としてなぜ敬正寺の榛間法海が選ばれたのかはいまのところ不明である。そうした重要点について課題を残すものの、実態としてはその後、法救（法海の弟）―三雄（法救の息子）―順（三雄の息子、現住職）と、榛間家が現在にいたるまで立法寺住職を継いでいくことになる。

なお近世では、次の安永三年（一七七四）『立法寺勤方ヶ条書』（池田家文書）にあるように、新看坊の就任時に、立法寺住職として勤めるべき法務が成文化され、門徒と新看坊との間でそれが取り交わされていたようである。

### 【史料8】

#### 覚

一 葬礼之儀、向後末々之門家まで七条掛ヶ可申事

并二末々者右衣二而も雪踏二而無供相勤事

一 退夜御前二而花束有之候ハ、絶物二不構法談可致事

一年忌・退夜二ハ六種引二勤可申事

一 祠堂退夜三種引二法談可致事

一 兩度彼岸七中夜何二而も休晩法談可致事

一 寄勤之節、同行常音二応相勤事

一 一村方年頭礼之儀、御門家之分者末々まで相納可申事

一 報恩講之儀、絶物二不構六種引二法談可致事

一年忌法事、先祖大切成ル時者、大経読可申事

一村方子供我俣二呵勘致間敷事

一 毎旦朝夕正信経・御文可裁事

一 一夕時朝時暮六ツ時限大鼓打可申事

一 朝時明六ツ時限大鼓可打事

一 道場何事二不寄同行二相尋可致事

一 泰圓儀、此節見習之事二候得ハ、絶物二不構相勤可申事

右之通安永三年午二月廿四日之晩申渡ス書付写

立法寺勤方ヶ条書

安永三年二月二四日、右のような勤方書が門徒側から立法寺看坊に申し渡された。当時はまだ泰應が看坊を勤めていた頃で、泰應が息子泰圓に看坊職を譲る四年前にあたる。正式な看坊引継年とはややずれが、最終箇条から判断するに、安永三年二月段階で泰圓が次期看坊職を受け継ぐことが門徒と泰應との間で内定し、看坊の継承が支障な

く進むよう、あらかじめ泰圓を住職見習とし、看坊として勤めるべき法務の内容を早いうちからたたき込んでおくために、この時期に勤方書が作成されたと考えられる。

そこで申し渡されたのは、①葬礼時にすべき出で立ち（袈裟の種類、雪踏履き、供の有無、第一条）、②年忌・退夜・彼岸などの法要時にすべき法話・読経の内容（第三・六・八・九条）、③朝夕の正信偈・御文（御文章）の読経や太鼓打ちなど、毎日勤めるべき法務（第一一―一三条）、④門徒が差し出す「絶物」（布施のことである）の多寡にとらわれないで法務を果たすという姿勢（第二・八・一五条）、⑤年頭御礼時での行動・姿勢（第七条）、⑥村の子どもに対する姿勢（第一〇条）、⑦立法寺は看坊と門徒との共同経営―門徒に主導権があるような―で成り立っているという原則の徹底周知（第一四條）、という事柄であった。

こうした成文化がいつ頃からなされるようになったのかは不明だが、おそらく泰應→泰圓という世襲化が始まった時期のみならず、それ以前、諸地域の僧侶が入れ替わり立ち替わり立法寺看坊として入寺していた頃からすでにおこなわれていた慣行であったと推測される。法務内容の成文化と取り交わしは、短期間で去る可能性の高い看坊との間に信用関係をすぐさま築くため、門徒側があみだした一つの方策であったといえよう。

## (2) 立法寺を支える若林村門徒

それではその当の立法寺門徒は、若林村のなかでどれほどの割合を占めていたのだろうか。立法寺門徒が若林村内に限られていることを前提にそのことを確認していこう。

近世前期の若林村は、堺奉行役知・幕領・旗本喜多見氏知行所と複雑に領主が変遷するが、宝永二年（一七〇五）以降は基本的に幕領および旗本戸田氏領で構成されるようになり、安永七年（一七七八）の『村方差出帳』（池田家文書）によると、総石高三八八石二斗五升五合、うち幕領が二〇〇石三斗六升五合、戸田領が一八七石八斗九升であつた（その間、大坂城代役知となる時期もあつた<sup>21</sup>）。相給村であるので、当然宗門改めも領主ごとになされるわけだが、現段階で幕領・私領双方の宗門改帳がそろっているのは文久三年（一八六三）のものしかない（若林村文書）。本来ならば、長い年代にわたって若林村の人口変遷を見、そのなかで立法寺門徒が占める割合を算出すべきであるが、ここではひとまず、文久三年宗門改帳から得られる情報を基礎資料として分析を進めていきたい。

表は、文久三年における若林村の人口を領主別・宗派別に整理したものである。ここから、幕末期には七五軒中の五八軒、村内軒数の七割以上の家が東本願寺掛所大信寺を宗門改め上の檀那寺としていたことがわかる（同じ真宗のなかでは、一軒を除いて全軒が東本願寺派）。とすると、大信寺の配下寺院であつた惣道場立法寺を支えた門徒数もこれと同数と想定されるが、若林村の大信寺檀家＝立法寺門

## 文久3年若林村の宗派別人口

領主	檀那寺・宗派・居村	軒数	人数
幕領	大信寺（真宗東本願寺派、八尾寺内村）	21軒+立法寺	97名
	法明寺（融通念佛宗、西喜連村）	3軒	14名
	本了寺（法華宗、若林村）	2軒+東池庵	7名
	計	26軒+立法寺・東池庵	118名
私領	大信寺	37軒	178名
	本了寺	11軒	55名
	顯証寺（真宗西本願寺派、久宝寺村）	1軒	4名
	計	49軒	237名
	全計	75軒+立法寺・東池庵	355名

## 典拠) 文久3年宗門改帳（若林村文書）

徒、といえるかどうかはかなり微妙な問題である。たとえば慶応三年（一八六七）の後掲史料15には、「同寺之儀者東本願寺末二而、村方百姓甚兵衛外三拾三軒之者共門徒二而」と、立法寺門徒が慶応三年段階で若林村に三四軒あると記されており、ほぼ同時期の文久三年の大信寺檀家五八軒と二四軒もの開きがある。また、安政四年（一八五七）の私領方宗門改帳（若林村文書）をみると、そこに登録された大信寺檀家のなかには、同年に立法寺門徒が自庵化を願った願書（後掲史料12）の連署者七二名中に、家の関係者がまったく登場しない例も少数ながら存在している。

このように、若林村における立法寺門徒数とその推移を確定することはかなり困難である

が、現段階では、文久三年の五八軒および慶応三年の三四軒という数字をもとに、幕末においては大信寺檀家のうち少なくとも半数以上の家は惣道場立法寺を支える門徒であった、と考えておきたい（あるいは、当初は大信寺檀家Ⅱ立法寺門徒だったのが、人口変動などによって、徐々に大信寺檀家Ⅴ立法寺門徒となったのかもしれない）。

なお立法寺門徒数は、一八世紀後半以降はほぼ同数を保持していたようである。というのも、明和八年（一七七二）の「立法寺惣同行存念書」（後掲史料11）に署名した人数（七三名）が、安政四年の自庵願書（後掲史料12）の連署者数七二名とほぼ一致するからである。文久三年の五八軒や慶応三年の三四軒という数字との開きからして、安政四年の自庵願書および明和八年の存念書に署名した人びとは、必ずしも宗門改め上の戸主ではなく、別の論理・基準で署名した人びとであったようだが、立法寺門徒数が少なくとも近世後期以降、幕末にいたるまでそれほど大きく変動していなかったことは間違いないだろう。

このほか若林村の立法寺門徒は、早くから同寺を支えるさまざまな講も結成していた。たとえば、元禄六年（一六九三）に門主消息（「御書」）が立法寺に下付された際、東本願寺家臣の栗津勝兵衛・下間治部卿法橋が記した添え状（立法寺所蔵文書）は、「若林村立法寺九日講中」宛に出されたものであった。また、享保八年（一七二三）に下付された門主消息の添え状（七里道恵・若林藏人連署、立法寺所蔵文書）も、「若林村惣道場立法寺十三日講中」が宛先となっている。

さらに、時代はだいぶ下るが、安政六年（一八五九）に「立法寺世話方」の東山内家（私領方の庄屋）が作成した『祖師聖人六百御遠忌寄進写』（若林村文書）には、前述の「九日講」「十三日講」のほか、「十日講」「十一日講」「十二日講」「十七日講」「尼講三講」の名がみえる。そしてそうした講は、立法寺での親鸞六百回忌法要に際して、「御祖師表具」「御脇掛ケ表具」代（銀九三匁六分、十三日講）、「内陣畳三畳」代（二五匁、尼講三講）、「内陣両壁ぬり」代（一〇匁二分、十一日講）、「上段板張替」代（三三匁一分五厘、九日講）などの入用銀を寄進していた。このうち「十一日講」は明治以降も存続しており、一八八二年（明治一五）に立法寺本堂が改築された際、同時に設けられたと推測される石造の天水桶は、「十一日講中」の篠原多吉・山下重造・藤田源造が「施主」となって奉納されたものであった（二〇〇六年の本堂新築工事にもない消滅）。

真宗門徒がさまざまな講を結成し、信仰の活動母体としていたことは研究史的にはよく知られた事柄である。立法寺門徒もまた、いくつもの講を組織して惣道場立法寺や掛所大信寺そして本山を支えていたといえよう。ただし、それらの講が立法寺門徒のなかでどのように構成され、どういった活動をしていたのかは不明で、今後の課題としてい。

### 三 安政四年の自庵化運動

本章では、ここまで確認してきた基礎事実を前提に、立法寺をめぐる動的な問題、とりわけ安政四年（一八五七）の自庵化運動にいたる、門徒・看坊と掛所大信寺・本山との間の軋轢と融和の問題を取り上げていきたい。

#### (1) 明和七年の葬礼導師問題

立法寺門徒と掛所大信寺との間の軋轢事例として最初に確認できるのが、明和七年（一七七〇）の葬礼導師問題である。次の史料9は、立法寺同行の惣代甚助（東山内家）が明和七年に、大信寺の「列座中」（大信寺住職を支え同寺の寺務を担当した寺院。輪番制）に提出した願書（池田家文書）である。

#### 【史料9】

口上之覚

一去ル三日当村甚兵衛相果候二付、葬礼導師之儀、近年村方申合致候約候時節二御座候故、立法寺江相頼候所、当家之儀者御坊江御届被成、御間届之上者いケ様共可致段申被致辞退候へ共、此儀二付御坊々其元へ御難儀之筋御座候ハ、拙者引請其元へ御難懸ケ不申候間是悲共導師相頼、請合申候二付葬礼相済候処、一昨日立法寺被召寄、右不念之段御答之由承候。右申上候通立法寺二不念無之、私相頼候故之儀二御座候。当村之儀向後何れ二而も相果候

節、御届相済不申已前二形付不相成義ニ御座候哉、左様候而ハ及難儀候間、若林村惣門徒立法寺江御預ケ置不被下候而ハ手支ニ罷成候間、其段御聞届可被下候。乍併御列座衆御招請申上度節者御届可申上候。右之段御聞置可被下候。已上

明和七年寅九月

若林村惣同行

惣代 甚助（印）

八尾御坊

御列座中様

明和七年、若林村の甚兵衛（北山内家、幕領方の年寄層）が亡くなった際、甚兵衛家および立法寺門徒は、村内儉約中でもあるとして、葬礼の導師を立法寺住職に頼もうとした。おそらく村役人も勤めるような甚兵衛家ほどの家格であれば、通常ならば宗判寺院である大信寺の住職もしくは「列座衆」を導師にたて、立法寺住職など他の僧侶も数多く呼んで賑々しく葬礼をおこなうところなのであるが、今回に限っては、村内儉約中のため、僧侶を立法寺住職に一本化し葬礼を簡素化しようとしていたのである。

ところが当時の立法寺住職泰應は、導師を引き受けるには大信寺側の事前許可が必要であるとして、いったん門徒側の申し出を断った。それでも門徒側は引き下がらず、大信寺から苦情が出れば責任は門徒側がもつと説得し、結局泰應もその熱意に押し切られて大信寺の許可を得ないまま甚兵衛葬送の導師を引き受けた。しかし後日そのことが大信寺に知れ、立法寺住職は大信寺から注意をうける羽目になる。そ

ここでこの知らせをうけた門徒側は、今回の一件の責任は立法寺住職ではなく門徒側にあるとして立法寺住職を擁護するとともに、今後は大信寺の事前許可なしでも立法寺住職が葬礼導師をつとめてもいいように、大信寺に願ひ出たのであった。

右の一件の結末は不明であるが、ここから一八世紀後半には、葬礼導師に代表される立法寺住職の日常的な「寺役法用」（後掲史料15）の内容や権限をめぐって、立法寺門徒と、宗判権上「正式な檀那寺」である大信寺との間で軋轢が生じ、意思疎通がうまくいかなかりつづあったことがうかがえる。先述したように、そもそも大信寺の宗判権下に入ろうとしたのは立法寺門徒自身であったが、近世後期になると、今度はその宗判権下にあることを門徒側が「縛り」と意識するようになり、その「縛り」を相対化する方向に門徒側が動き出していたのである。また、近世前期には門徒に対する影響力がまだ不安定であった大信寺が、近世後期になると宗判寺院としての自覚を高めるようになつてきたことも、右のような軋轢を生じさせた一因であつたろう。

とはいえ、こうした立法寺門徒のうごきは、大信寺をたえず「敵対（対立）」対象としてのみ見、大信寺の影響力をひたすら排除しようとするものでもなかった。史料9でも葬礼に大信寺を呼ぶこと自体は否定されていないのであり、現に明和八年（一七七二）の東山内家の三十三回忌法要でも、立法寺および若林村の他宗寺院本了寺・東池庵（いずれも法華宗）に加えて、「御坊」（大信寺住職）と列座衆の聞成

坊・長順寺・観智坊・常音寺にも布施が渡されていた（若林村文書）。したがって、立法寺門徒が一八世紀後半以降希求していたのは、単なる大信寺支配からの離脱ではなく、宗判寺院・上寺的存在としての大信寺との付き合いは保持しつつも、日常の「寺役法用」をめぐる判断権（葬礼時にどの寺を呼ぶのかなど）を、門徒そして立法寺住職になるべく置いておきたい、ということであったとみるべきであろう。

## (2) 明和八年の立法寺印形問題

葬礼導師問題がおきた直後の明和八年（一七七二）、今度は立法寺の印形管理権をめぐる問題がおきた。史料10-①はその際、若林村年寄と立法寺同行が作成した「存念書」（池田家文書）である。

### 【史料10-①】

一 当村立法寺印形之義、往古々支配之庄屋中へ預ケ置、入用之節者委細申入押来り候所、此度八尾大信寺より立法寺看坊へ可相渡之処、仕来り不宜候間、庄屋方々立法寺へ相渡シ候哉、無左候ハ、本寺へ申達可及沙汰段被申候二付、当寺看坊泰應村方へ被申達候二付、年寄共右之段申入候処、左候ハ、年寄共・同行共之存念いか、御尋被成候故、左二申入候。

一 右之通大信寺々被申候得共、私共不承知ニ御座候訳者、往古々支配庄屋中へ預ケ置毛頭無滞済来候義、此度大信寺々新規之義被申出候義何分不得心ニ御座候間、是迄之通御預り被成、入用之節者

立法寺看坊々用向申入印形押被申候様致度候。看坊之儀者何時不知者之事ニ候得者、大切之印形預ケ申儀不承知ニ御座候。村方同行中へ預り申候而も銘々農業ニ罷出候跡、御公儀様御触等有之、万一差支等有之候而者恐多存候二付、私共者是迄之通致度候二付存念書如件。

明和八年卯

一カ条目から、立法寺の印形は、これまで若林村の庄屋が管理し、必要に応じて立法寺住職がそれを借り受けて押印してきたが、明和八年にいたって大信寺側がその慣行を問題視するようになり、ときの立法寺住職泰應を大信寺に呼び出して、庄屋から立法寺印形を取り戻すように、さもなくば東本願寺に出訴する、と泰應に迫っていたことがわかる。そしてその知らせを受けた若林村役人と立法寺門徒は、相談の結果、次のような強硬な反対意見にたどりついた。すなわち、①庄屋による印形管理がこれまで問題になったことは一度もなく、いままさら大信寺が「新規」の主張をすることは理解しがたい、②そもそも看坊はいつ去るとも知れない存在であり、大切な印形の管理を看坊に任すわけにはいかない、③印形の管理を門徒に任す手もあろうが、門徒は普段の農業経営などで忙しく、公儀触の廻達時など印形が必要なきにきちんと印形の出納・管理ができるかどうか甚だ心許ない、④したがってこれまで通り、立法寺の印形は庄屋のもとで管理していきたい、という意向が示されたのである。

この一件は、印形の管理主体に象徴される立法寺の管理権につい



て、東本願寺―大信寺―立法寺―門徒という教団の本末関係とは別次元の、「村」が介入することに対する大信寺側の懸念に端を発しているかみえる。しかし、この本質はおそらくそこにはなからう。なぜなら門徒側も主張するように、庄屋による印形管理自体は、大信寺にとつてさほど大きな問題ではなかったと推測されるからで、現実問題としても、本来印形を管理すべき看坊が短期で交替する可能性が極めて高いなか、庄屋が責任をもって印形を管理することは、門徒にとつても大信寺にとつても合理的な方策であったと考えられるからである。さらに立法寺の場合、門徒のなかに東山内・南山内・北山内・池田といった村役人層の家を抱えていたことからすると、寺の管理に「村」が介入することが、即、本末関係の形骸化につながるわけでもなかったらう。

むしろここで重視すべきは、この印形一件が前年の葬礼導師一件の直後におきているというその時期性であろう。つまり、立法寺門徒が葬礼導師問題を通して大信寺の影響力を相対化しようとしていた時期であっただけに、大信寺側もそれまで黙認してきた印形の管理慣行を、門徒の相対化志向を助長させかねないものとして急に神経を失わせるようになり、印形返還を求めることで門徒のうごきを牽制しようとしていたと想定されるのである。そしてそれに対して門徒側が史料10―①で示した意向は、絶対反対という強硬路線であった。

史料10―①だけをみると、立法寺門徒と大信寺の関係は、落としどころのみつからない完全対立の構図に陥ってしまったかみえ

る。ところが実際には、史料10―①とは別に、次のような「存念書」(池田家文書)もつくられていたのであった。

#### 【史料10―②】

一(史料10―①)とほぼ同文のため略)

一右之通大信寺々被申候義尤ニ存候ニ付、是迄無滞預ヶ置候得共、向後之儀者此方江御渡シ可被下候。看坊之義者何時不知者之事故、年行司へ預り、入用之度々致持参押可申候。尚又大信寺江持参之節も、看坊二年行司差添罷越用向相糺押可申候。其外右印形此方江預り申上者、いか様之儀致出来候共同行江引請相捌可申候。尤御公儀様御触等有之節、被仰下候ハ、早速持参仕差支無之様ニ可仕候間、向後同行中江御渡シ可被下候。右存念書如件。

明和八年卯

若林村

ここでは、大信寺の言い分に一応理解を示しながらも、やはり短期交替していく看坊に印形を管理させるのは不安であるとして、今後は庄屋のかわりに同行中の年行司に管理を任せてほしいと述べられている。つまり、大信寺からの印形返還要求をうけて、立法寺門徒は完全反対路線だけに凝り固まっていたのではなく、看坊に印形管理を任せられないという門徒側の意向を主張しつつも、譲歩の姿勢―同行の年行司(惣代)は村役人層とも重なっていたので、実質的には印形管理者が変化しないような譲歩―をみせることで大信寺との完全対立を回避しようとしたのである。そして最終的に門徒側が選んだ道は、次の史料11にあるように後者の融和路線であった。

## 【史料11】(池田家文書)

一 当村立法寺印形之義ハ、支配之庄屋中江預ケ置候而、入用之節者委細申入押来り候処、此度八尾大信寺分立法寺看坊へ可相渡之処、仕来り不宜候間、庄屋之方分立法寺へ相渡候や、無左候ハ、本寺江申達可及沙汰ニ之段被申候ニ付、当村看坊泰應村方同行江被申達候ニ付、立法寺附同行共存念相談相極メ候趣ハ、大信寺分被申候義尤ニ存候。立法寺義ハ本寺之直キ御末寺ニ而、八尾御坊大信寺附之立法寺印形之事ニ而御座候間、随分大事ニ懸可申候間、向後之義ハ立法寺印形此方同行江御渡可被下候。看坊之義ハ何時不知者之事故、立法寺同行年行司江預り、入用之節致持參押可申候。尚又大信寺江持參之節も、看坊二年行司差添罷越用向相糺押可申候。其外右印形此方江預り申上者、いか様之義致出来候共同行江引請相捌可申候。御公儀様御触之節も早速持參仕差支無之様ニ可仕候間、向後同行中江御渡可被下候。為其一札如件。

明和八年卯五月

次郎兵衛(印)

(ほか七二名略)

大信寺から突きつけられた印形問題に関して、立法寺門徒側で強硬と柔軟、二つの存念書が用意されていたということは、大信寺との向き合い方について、門徒側が必ずしも一枚岩で結束していたわけではなく、一件の対応をめぐって門徒内で喧々諤々の議論がなされていたことを物語る。なかには最後まで強硬路線を主張した門徒もいたろうが、そうした温度差を抱えつつも、門徒の総意としては大信寺との間

で落としどころを探る方向が選ばれたのであった。ここにも葬礼導師問題と同様、大信寺の影響力の相対化をはかりつつも、完全対立によってその意向自体が潰されぬよう、柔軟な対応をみせる立法寺門徒の姿がうかがえよう。

## (3) 安政四年の自庵化運動

明和七・八年に相次いでおきた大信寺との軋轢問題は、事象としてはその後しばらくは確認できない。そうしたなか、安政四年(一八五七)に突如浮上してくるのが、立法寺の自庵化を目指す寺格昇進運動である。史料12は、東山内家の甚助を筆頭に立法寺惣同行七二名が、看坊圓隨とともに、東本願寺の寺務をつかさどる集会所に提出した自庵願いである(『自庵御願連印帳』、池田家文書)。

## 【史料12】

乍恐奉願上候

河内国丹北郡若林村

惣道場

立法寺(印)

看坊

圓隨(花押)

右者圓隨儀、門徒共一統帰依仕、惣道場を自庵ニ仕度奉存候得共、猶後々故障等之筋合出来可仕哉甚不容易之事故、惣同行打寄篤与相調候処、相談一統相決立法寺附之同行壱人茂不洩名前印形

仕此度自庵御願奉申上候間、何卒右之趣宜敷被為 仰上下候而、御慈悲ヲ以願之通速ニ御許容被為 成下候ハ、同行共一同難有奉存候。以上

安政四丁巳年

河内国丹北郡若林村

惣同行

甚助(印)

(ほか七一名)

集会所

御月番

史料12は月日未記入であるが、この自庵願いの一件文書を書き留めた『八尾御坊願込願書写』(池田家文書)によると、東本願寺集会所への願書提出は五月一日になされたことがわかる。またそれに先立ち、四月一六日には看坊圓随と「若林村御直參門徒」の連名で大信寺に対し、自庵願いを本山に取り次いでくれるようお願いがなされており、五月九日に大信寺の許可を得ていた(『八尾御坊願込願書写』)。

自庵とは、それまで門徒が管理してきた真宗道場を、道場主(看坊)が私有することを本山が認めたことを示す用語で、近世を通じてみられる寺格昇進運動の一つとして近世真宗史研究で注目されてきた事象である。その昇進には二つの意味合いがこめられており、立法寺の場合であれば、施設としての寺格昇進(惣道場から自庵へ)とともに、住職の僧格昇進(看坊から自庵へ)を意味するものでもあった。そうした寺格昇進運動に、立法寺門徒は安政四年に邁進するようにな

るのである。

立法寺門徒の意をうけた八尾御坊輪番(列座惣代)常音寺は、門徒が本山に願書を提出したのと同じ日に、同じく本山集会所へ立法寺の自庵願いを認めてくれるようお願いが出た。ところが本山の許可はすぐにはおらず、一三日にいったん却下され同日中に二度目の願書を提出、それでも許可されず一五日に三度目の願書を差し出した。そしてようやく一七日にいたって許可があり、自庵免許状とともに、裏書に「自庵免許」と加印された「木仏尊像」(本尊)、および「太子・七高祖御影」「御開山様御影」「信淨院様御影」が立法寺側に下付されたのであった(『八尾御坊願込願書写』。「惣道場」文言が合点で抹消され、「自庵免許」の印鑑が押印された史料2-①③も参照)。

本山は、なぜ立法寺の自庵願いをすんなりとは認めなかったのか。その事情は、今回の運動のため実際に門徒代表の一員として上京していた山内孝治郎(東山内家。史料12の甚助の息子)の日記に次のように記されている(『自庵願二付諸事扣』、池田家文書)。

【史料13】

(五月) 十一日九ツ時、自庵願同行連印願書、八尾御坊列座惣代常音寺へ願書集会所江差上候処、集会所今常音寺へ、是迄者看坊二有之候処、此度自庵二相成候而以来御坊所二差支二相成候哉、外寺も自庵二仕候而同行我俣二仕候而、御坊所申旨不相用願出候村方も有之候二付、八尾御坊所二者差支之有無御尋二付、常音寺今御坊所江ハ是迄ノ通相守我俣申間敷一札取置候様申上候へ者願書差出候

様被仰付、筆工二願書相認させ差上候へ者、何分相窺候様被 仰付、宿御尋二付村田五左衛門と申置。

すなわち、常音寺が本山集会所に自庵願書を提出したところ、集会所から「最近自庵化を求めてきた村のなかには、自庵昇格を口実に門徒が「我俣」になり、「御坊所」（掛所）の言うことを聞かなくなっている例もあるのに、八尾御坊大信寺ではそんな簡単に配下寺院の自庵願いを認めてしまつて差し支へはないのか」と問いただされたという。そこで常音寺は上京中の門徒代表団に対し、自庵願いを本山に取り次ぐ条件として、自庵化を遂げても八尾御坊に対してはこれまで通り忠誠を誓い「我俣」をいわない旨の一札を提出するよう求め、門徒側はすぐさま誓約書をしたためて常音寺に差し出し、常音寺の了解を得たのであつた。

つまり、本山が自庵願いを即決しなかつた背景には、昂揚する諸末寺の自庵化運動を、掛所との上下関係、ひいては教団全体の本末関係を蔑ろにしかねない動向として受け止める、東本願寺側の懸念が横たわっていたのである。この時期、河内の諸寺院から自庵願いが相次いだことは事実だつたようで、自庵願い一件文書も収録する『本堂并庫裏建修覆御公儀願一件記録并瓦願一件』（若林村文書）にはさみこまれた覚書には、「四ヶ寺同年（『安政四年』引用者注）自庵ニ奉願上候事」と題して、立法寺のほか「喜連伝了寺」（大阪市平野区）、「刑部玉泉寺」（大阪府八尾市）、「大泉村光正寺」（大阪府柏原市）と「いづれも大信寺配下の寺院名があげられている。自庵化を目指す

したすべての寺・門徒が、本山の懸念する「我俣」な行動に出たわけではなかつたろうが、この「我俣」のなかに、立法寺門徒が明和七八年の一件でみせつけたような、掛所に対する相対化志向が含まれていたであろうことは想像に難くない。

けれども、こうした懸念が本山側から示され、そのために二度・三度と願書を書き替えなければならなくなつたとはいへ、結局のところ、わずか一週間程度の交渉で立法寺の自庵願いは許可されたのであつた。そしてそれが可能となつたのは、とりもなおさず、門徒側が大信寺に対する忠誠をすぐさま表明したからであつた。

明和以来、八尾御坊の影響力相対化に努めてきた立法寺門徒のうごきからすると、この段階での忠誠表明は、自分たちの相対化志向を一歩後退させたかみえる。しかし、おそらくこの程度の譲歩は、上京してきた門徒代表にとっては織り込み済みの事柄であつたと想定される。というのは、上京する以前の安政四年四月段階で、「立法寺世話方」の半右衛門・孫右衛門・七右衛門・利兵衛と看坊圓隨が、次のようない札（池田家文書）を若林村の「両株」（幕領と私領）庄屋・年寄中と「立法寺惣同行中」に差し入れているからである。

#### 【史料14】

差入申一札之事

一 当村立法寺儀者、往古々看坊二而寺務仕罷在候。然ル処此度拙僧并世話人中より折入而御願申候二付、万端是迄通看坊住職二而、京都 御本山表斗坊之儀一同御承知被下候処実正也。然ル上者

御公儀様始御領主様・八尾御坊所并御村方表之儀者、在来之通看坊寺務大切ニ可仕候。

但シ御本山表斗、外後々自坊之儀一切申出間敷候。

一向後拙僧住職ニ付、不法之筋合ニ而も有之候歟、又者門徒中ノ不帰依(不帰依)之有之節ハ、速ニ退寺可仕候。其御是迄通看坊住職ノ姿ニ而御取斗可被成候。其時一言之申分無御座候。

一拙僧及老年ニ寺務難相成候而、新発意ニ而も後住御取極被下候共、又者外ノ後住僧御取極メ被下候共、一統門徒中之心任せニ御取斗可被成候。後住之儀ニ付、拙僧より所存相立不申、且故障一切申間敷候。

附り、後之住職幾度ニ而も同前之事。

一御本尊様始御仏具廻り其外寺付之什物道具等之儀、在来之通御取斗可被成候。拙僧退寺之仕義ニ自然与相成候共、其俣寺付ニ差置可申事。

一寺附祠堂経料之儀、在来通万端同行御支配可被成候。

一住持身分ニ付諸願入用并官職願ニ付御冥加銀之儀、割符記帳ハ決而仕間敷候。尤身分ニ付奢ケ間敷儀致、後々門徒中江無心等之儀一切仕間敷候。諸願等之事者信心次第ニ而、少々之懇志被 相運候寺(寺)ハ受納仕候。

一此度御本山表自坊願御聞濟被成候とも、已来立法寺附之且家与申唱、一家・老入たりとも宗旨判坏者仕間敷候。他村より引越之者、又者当村ニ新規二家名相立候者有之候共、立法寺付之檀家ニ

ハ一切仕間敷候。

附り、八尾御坊直門徒ニ可致候。然ル上者外寺之門徒在来之分ハ格別、他宗・他派ハ勿論、たとい同派たりとも新規ニ当村へ宗判為致候等之儀ハ無之様ニ可仕候。

一寺務中万端御村方之差図を請可申候。雖為小事、我俣ニ取斗致間敷候。且又村法急度相守可申候。

右之通後年経幾代候共、堅相守可申候。若法住相背候儀出来候ハ、我々共罷出少も御差支無之様ニ可為致候。尤一札之儀者此度ニ不限、継目毎ニ住持分爲差入可申候。為後日加判仕差入申一札仍而如件。

史料14は、自庵願いが本山で認可されることを見越して、あらかじめ立法寺門徒と看坊との間で取り交わされた約束事である。そこで取り決められた箇条の多くは、自庵化後といえども、寺の管理の主導権は門徒側にあることを確認したものであったが（史料8にもみられた、門徒主導型の共同経営方針の継続）、それとともに第七条目で、自庵への昇格は宗判権の獲得を意味しないことも確認されていた。

住職の罷免や什物所有権のありかにかに象徴されるように、史料14は自庵化後の住職―門徒（と村）の関係を主眼をおいたものである。しかし一方で、第七条のようないわば「大信寺向け」の箇条も挿入されていたわけで、自庵化を現実的なものとするために、本山への願い出以前に、宗判権のありかという重要事項について、大信寺と門徒との間であらかじめすり合わせがなされていたことがうかがえる。大信寺へ

の願書提出から同寺の許可がおりるまでの三週間ほどの期間（四月一日～五月九日）は、宗判権に代表される八尾御坊―立法寺の関係を双方で再確認するための交渉期間であったと考えられ、そうしたすり合わせを経て本山にのぞんだがゆえに、門徒側も大信寺への忠誠を誓う一札を上京中にあっさり作成することができたのであろう。こうして立法寺門徒は、宗判権に執着せず、掛所大信寺の立場にも配慮することで、自庵免許の獲得を現実のものにしたのである。

それでは安政四年という時期に、立法寺門徒をして自庵化運動に進せしめた原動力・歴史的背景とはいったい何であったのか。第一に考えられるのは、明和七・八年以来、立法寺門徒にとって積年の課題となっていた、大信寺の影響力相対化であろう。立法寺門徒が自庵化運動に、大信寺に対する相対化志向を含蓄させていたことは、立法寺が大坂町奉行などに公文書を提出する際、それまで「八尾御坊大信寺末」と記してきた立法寺の肩書きを、自庵免許以降、わざわざ「東本願寺下」と書き改め、なるべく大信寺の名を出さなくなったことにあらわされている（『本堂庫裏建修覆願書写・太鼓楼建修覆願書写』、池田家文書）。また慶応三年（一八六七）二月一三日、若林村幕領方百姓代萬介と庄屋七郎右衛門（池田家）が幕府代官の信楽役所に差し出した口上書では、次のようなことが述べられていた（前掲『本堂庫裏建修覆御公儀願一件記録并瓦願一件』）。

#### 【史料15】

一（立法寺が独立した一寺院として取り扱われてきた先例の列举

略）尤同寺之儀者東本願寺末二而、村方百姓甚兵衛外三拾三軒之者共門徒二而、宗判之儀者右本願寺懸ケ所若江郡八尾寺内村大信寺輪番二而仕候得共、寺役法用之儀者立法寺二而相勤罷在候儀二而、自庵相成候共宗判之儀者是迄仕来之通大信寺二而仕、寺役法用而已相勤候儀二御座候。

ここでは、立法寺が自庵に昇格したといっても、宗判権はこれまで通り大信寺にあり、立法寺はただ「寺役法用」のみを勤める寺院であると記されている。文面的には、村（実質的には門徒、差出人の萬介・七郎右衛門はともに立法寺門徒）による自庵立法寺の権限限度を表明したもののだが、その「寺役法用」には、門徒が明和七年の一件でこだわった葬礼導師も含まれていたことからすると、立法寺は「寺役法用」のみの寺だとへりくだって説明しながらも、かえってその限定的な役割に対する並々ならぬ思い入れを暗に示したともいえよう。

このように立法寺の自庵免許は、大信寺の影響力を相対化する地盤を一層固めていく意味合いをもつものであった。そしてそれが可能となったのは、立法寺門徒が大信寺との直接対決ではなく、むしろ譲歩の姿勢を示すことで実利（自庵の認可）をたぐり寄せるという道を選んだからであった。相手の立場・主張との妥協点を探りながらも、実質的には自分たちに有利な方向に物事を進めていくという、明和七・八年の一件にもみられた立法寺門徒の柔軟な姿勢、確かな交渉力がこの自庵化運動でも遺憾なく発揮されたといえよう。

ただし、立法寺門徒が自庵化を通して求めたのは、大信寺の影響力

相対化だけではあるまい。明和八年の印形一件で、門徒が「看坊之儀者何時不知者之事」と吐露した事実をみると、自庵化運動には、看坊の短期交替的性格にもなう立法寺管理の不安定性、そしてそれがゆえにもたらされる門徒への管理負担をいかに解消・克服していくべきなのか、という門徒側の切実な思いがこめられていたとみるべきであらう。

折しも安政四年は、泰應家による住職世襲が三代目に入り、その三代目圓隨の看坊就任期間も三〇年近く経とうとする時期にあたっていた。さらに圓隨（当時六一歳）のもとでも、次代住職を譲れそうな息子秀丸（一一歳、のちの恵見、註（20）参照）が成長していた頃でもあった。おそらく立法寺門徒は、この時点で住職家の安泰・永続性を確信し、これならば長期的な展望にたつた立法寺の管理を、日々の生活に多忙な門徒の手から相対的に切り離し、永続的な専属住職家に任せられると判断したのであらう。当然、住職の圓隨家にとっても、立法寺の「私有」——門徒主導の共同経営方針を前提とした「私有」（史料14）——を通して、家の存続を後押ししてくれる自庵格の獲得は願ってもないことであつたに違いない。立法寺門徒・看坊が、安政四年にいたつて自庵化運動を始めた背景には、右のような門徒・住職双方の利害一致があつたといえよう。

なお、立法寺の自庵願いは安政四年五月一七日に本山から認可され、教团的にはそれで一応かたが付いたものの、今度は、幕府代官および江戸の寺社奉行・勘定奉行で立法寺の自庵化が問題となつた（前

掲『本堂并庫裏建修覆御公儀願一件記録并瓦願一件』、および『自庵届ケ書附色々々写』、池田家文書）。若林村の幕領方村役人と大信寺が、同年八月に大坂町奉行所、ついで一〇月に領主の信楽代官に自庵免許を報告したところ、代官からもう少し詳しい内容を報告するよう求められ、若林村の「大信寺且中惣代」四郎兵衛と庄屋七郎右衛門は、一〇月二二日付で再度報告書を提出した。ところが、その文面のなかに「村内且越之義者、是迄之通已後とも大信寺宗判を受、立法寺之儀ハ自庵ニ相成候上者、大信寺宗判者受不申、立法寺印形ニ而宗門御改請候儀ニ御座候」と、このたび自庵になったあかつきには、今後、立法寺住職家の宗門改めだけは「大信寺ではなく立法寺自身でおこなう」と記述されていたことが代官の目に引つかつてしまったのである。

大信寺から立法寺へ部分的に宗判権を委譲させることは、おそらく東本願寺と大信寺のなかではすでに了承済みのことであつたと思われる。しかし、ことが宗門改めという領主支配の一環に関わる問題であつたがゆえに、代官側は過敏に反応してしまつたらしく、ひとまず報告は受け取るが「聞届ケ候儀二者無之」と村側に伝えて、東本願寺へ事情聴取におもむいたり、江戸の寺社奉行・勘定奉行へ伺いをたてるうごきに出た。

代官がその間、東本願寺や寺社奉行・勘定奉行とどのようなやりとりをしたのかは不明だが、結局交渉は、教団内部の自庵免許から一〇年もたつた慶応三年（一八六七）までもつれ込んだ。そして最終的には、同年二月一三日に村側が代官に提出した返答書（史料15）のなか

で、門徒側が立法寺への宗判権部分委譲の撤回を表明したことで問題は収束に向かい、六月にやっと寺社奉行・勘定奉行からの自庵認可がおりたのであった。安政四年五月の自庵免許後もなお、立法寺住職家が立信寺から宗判をうけ続けていた背景には、右のような事情が存在していたのである。

## おわりに

最後に、近世河内（畿内近国）の地域論の一環として、立法寺という一惣道場の研究意義を高めるために、今後残された課題を提示しておきたい。

第一は、河内・畿内近国における若林村の位置づけである。実は若林村は、「先進的」な畿内の商業的農業・流通あるいは地主制を体現した、典型的な畿内農村の一例として早くから注目されてきた村であった<sup>24</sup>。本稿で登場する東山内甚助家・北山内甚兵衛家・池田七郎右衛門家についても詳細な経営分析がなされており、村役人や門徒惣代もつとめるこれらの家々は、自庵願いや普請など立法寺にかかるさまざまな諸経費の相当部分を立て替えもしくは寄付していた（前掲『自庵願二付諸事扣』『本堂庫裏建修覆願書写・太鼓楼建修覆願書』『祖師聖人六百御遠忌寄進写』など）。立法寺の存立が若林村の経済力と密接不可分な関係にあったことは明らかであり、今後、立法寺をめぐる

諸問題を、これまでの経済史研究の成果と接合させたいうえで、どのような新たな立法寺像・若林村像、そして河内（畿内）村落像を提示し得るのか、筆者の力量が試されている。

第二は、近世河内の真宗寺院・門徒の全体的な動向である。本稿では、立法寺以外の真宗寺院・門徒の動向をまったく追究できていないが、安政四年の自庵化運動の際、立法寺のほかにも自庵願いを同時期に出していた寺院があったように、立法寺の自庵化運動は、単に立法寺門徒・看坊内の一村的な事情だけでなく、同時期の近隣門徒全体が自庵化熱を高めていたことも大きな後押しになっていたと考えられる。近世後期～幕末期の河内門徒を自庵化運動へ邁進させた背景とは何であったのか、自庵化を指さなかった門徒・住職の事情もふまえて、より深く追究していくべきであろう。

また本稿では、立法寺側に視点をいたため、掛所立信寺と若林村門徒との関係を十分に追究し得ていない。しかし、東山内家の当主甚助が、寛政～安政期に八尾御坊の「肝煎」をつとめていたように<sup>25</sup>、若林村門徒と立信寺との関係は単に宗判の関係だけにとどまらない広がりがある。そもそも立信寺は、慶長一二（一三）年に忽然と河内門徒の前に立ち現れた御坊であり、若林村門徒をはじめとする河内の東本願寺派門徒は、自分たちとは具体的な歴史的関係を蓄積してこなかった寺院と、宗門改めや「崇敬（与力）」関係を通して、近世前期に一気に関係をもつようになった。本稿でもその過程や背景について若干触れたが、河内の門徒にとって、そうしたいわば歴史的・前提のない



「新興」の御坊を支えることにどのような意味があったのか、またそれが門徒の行動にどのような影響をおよぼしたのかをより広い視野から今後議論していくべきであろう。

現段階の近世史研究、とりわけ畿内近国の地域研究において、真宗のみならず宗教や信仰という問題群は、絶対に考察されるべき研究対象として必ずしも積極的な意義を与えられているわけではない。本稿は、そうした研究状況を克服していくためのささやかな一歩である。

### 註

- (1) 千葉乗隆「真宗道場の形態―看坊から自庵へ―」（『真宗研究』八、一九六三年、のち『親鸞大系』歴史篇第九卷、法蔵館、一九八九年に再録）、大桑斉『寺檀の思想』（教育社歴史新書、一九七九年）など。
- (2) 澤博勝「道場主―真宗信仰における「聖」と「俗」の周縁―」（『シリーズ近世の身分的周縁1 民間に生きる宗教者』吉川弘文館、二〇〇〇年）、松金直美「近世山村社会における真宗道場の性格―越中国射水郡葛葉村名苗家を事例として―」（『真宗研究』五〇、二〇〇六年）など。
- (3) 註(1) 大桑前掲書。
- (4) 上場顕雄「近世真宗教団論」（『講座蓮如』三、平凡社、一九九七年、のち『近世真宗教団と都市寺院』法蔵館、一九九九年）、上場「八尾別院史」（大信寺、一九八八年）、大澤研一「中世の伴道場」、澤博勝「寺内」寺院の近世的変容―伴道場円照寺の事例から―」（ともに『寺内町研究』二、一九九七年）。東本願寺派の中本山の一つ慈願寺（大阪府八尾市）についても、末寺の多くが惣道場であったことが判明している（上場・大澤・小谷利明『慈願寺史』慈願寺、二〇〇一

年）。また『富田林市史』二（一九九八年）、『羽曳野市史』二（一九九八年）、『藤井寺市史』二（二〇〇二年）でも事例紹介がなされている。

(5) 大谷大学図書館架蔵マイクロフィルムを利用。

(6) 『申物帳』の史料的人格については、上場顕雄「粟津家所蔵本『申物帳』について―近世東本願寺家臣団研究の覚書―」（『近世仏教』四二、一九七九年、のち『申物帳』と近世東本願寺家臣団」と改題のうえ註(4)前掲『近世真宗教団と都市寺院』、註(4)前掲『八尾別院史』参照。

(7) 註(4)前掲『八尾別院史』。

(8) 千葉乗隆「近世真宗教団の本末構造」（『近世仏教』二、一九六〇年、のち註(1)前掲『親鸞大系』再録）など。

(9) 註(8)千葉前掲論文。

(10) 『真宗史料集成』九（同朋舎、一九七六年、再版二〇〇三年）、七四五頁。

(11) 掛所は「兼帯所」「御坊」ともいい、「地域の末寺・門徒衆の教化拠点」および「東本願寺直属の教団統括機関」として、東本願寺教団では幕末までに日本全国で四〇カ所設けられ、御坊の住職は東本願寺門主の子息・兄弟がつとめた。そのうち大信寺は「八尾御坊」として、慶長一二年（一六〇七、もしくは同一三年）に教如によって八尾寺内村に建立されている（註(4)前掲『八尾別院史』、小谷利明「八尾寺内町をつくった人々」八尾市立歴史民俗資料館『研究紀要』一四、二〇〇三年、「久宝寺・八尾地域における都市形成」『ヒストリア』一八六、二〇〇三年）。

(12) 井上正雄『大阪府全志』四（一九三二年、一九七六年に清文堂より復刻）、四六四頁。

(13) 註(4)前掲『八尾別院史』、五五―五六頁。

(14) 註(4)前掲『慈願寺史』、五五頁。

(15) 上場はこうした配下寺院を「崇敬寺院」とし、千葉は「与力末寺」

- と記す(註(4)前掲『八尾別院史』、註(8)千葉前掲論文)。
- (16) 註(1)千葉前掲論文。
- (17) 註(4)前掲上場「近世真宗教団論」。
- (18) 同右。
- (19) 嘉永三年(一八五〇)の『八尾御坊御配下御請印形帳』によれば、立法寺看坊の出身および身請寺院として登場する寺のうち、河内の本廣寺・光蓮寺・養照寺は、大信寺の配下寺院であった(註(4)前掲『八尾別院史』、一四一～一四五頁)。ただし新看坊の選定について、大信寺がどこまで差配・関与していたのかは不明である。
- (20) 文久三年(一八六三)の宗門改帳(若林村文書)によると、当時六歳の圓隨は、妻(坊守)の織枝(五四歳)と二二歳の娘初枝、一七歳の息子恵見(秀丸から改名)、および六一歳の下男与兵衛と家族を構成している。立法寺住職としての断絶は、圓隨家の絶家ではなく若林村からの離村とみるべきであろう。
- (21) 『松原市史』一(一九八五年)、三三八頁。
- (22) 日野照正「摂津国における講」(『摂津国真宗開展史』同朋舎、一九八六年)、有元正雄『宗教社会史の構想―真宗門徒の信仰と生活』(吉川弘文館、一九九七年)、註(4)前掲『八尾別院史』『慈願寺史』など。
- (23) 註(19)前掲『八尾御坊御配下御請印形帳』。
- (24) 北村貞樹「所謂『河内』摂津型―農村の構造―河内若林村の場合を中心として」(宮本又次編『農村構造の史的分析』日本評論新社、一九五五年)、北村「農業構造の変遷より見た近世経済政策―畿内綿作地帯に於ける―」、安岡重明「商業的發展と農村構造―新大和川流域河内国丹北郡若林村について―」(ともに宮本又次編『商業的農業の展開―近畿農村の特殊構造―』有斐閣、一九五五年)、安岡「賃労働者層形成期の経済と社会―明治前期の大阪農村について―」(宮本又次編『近畿農村の秩序と変貌―商業的農業の展開―続編』有斐閣、一九五七年)、安岡『日本封建経済政策史論―経済統制と幕藩体制―』(有斐

閣、一九五九年)、中川すがね「近世後期の大阪商人の経営と金融」(『大阪両替商の金融と社会』清文堂、二〇〇三年)など。

(25) 註(4)前掲『八尾別院史』、一一六～一二二・一五四～一五五・一六二頁。なお、同書一二〇頁の「若江村ウチ 山内甚助」は「若林村」の間違いであろう。

#### 〔付記〕

本稿作成のための史料収集にあたっては、立法寺住職の榛間家と檀家の皆さま、および大阪大学経済学部から多大なるご協力をいただきました。末筆ながら厚くお礼申し上げます。また準備の過程で、大阪真宗史研究会(二〇〇七年二月七日報告)の方々から貴重なご意見・ご批判を頂戴しました。記して謝意を表します。さらに、文書・建築調査とともに汗を流した荒武賢一朗・妻木宣嗣・姫野健・布施武郎各氏のご尽力にも感謝を申し上げます。